

特定工場届出の手引き

三島市 企業立地推進課

特定工場には、原則として、全て一律に工場立地法の規制がかかります。冊子をよく読んで、必要な届出を行ってください。

目 次	
工場立地法の届出のフロー図	3
1. 工場立地法の趣旨	4
2. 届出の対象～特定工場とは～	4
3. 届出の要否～どんな時、届出が必要か～	5
4. 規制の内容	8
(4.1) 生産施設面積率	8
(4.2) 緑地面積率・環境施設面積率	10
(4.3) 環境施設の配置	13
5. 届出の方法	14
6. 立地法Q & A～よくある質問～	16

* この冊子では、次の略語を使用しています。

法：工場立地法

令：工場立地法施行令

規則：工場立地法施行規則

準則：工場立地に関する準則

* 下記の工場については、法で定められた緑地面積率や環境施設面積率等に満たなくとも、一定条件を満たせば、増設することができる場合があります。

- 現在ある場所に、昭和49年6月28日以前から立地している工場
- 「工場団地特例」の適用を受けている工業団地内の工場
- 工場集合地に立地している工場

工場立地法の届出のフロー図

● 特定工場

特定工場とは

敷地面積 9,000 m²以上
又は
建築面積 3,000 m²以上

の
・ 製造業（加工修理含む）
・ 電気供給業（水力・地熱・太陽光を除く）
・ ガス供給業
・ 熱供給業

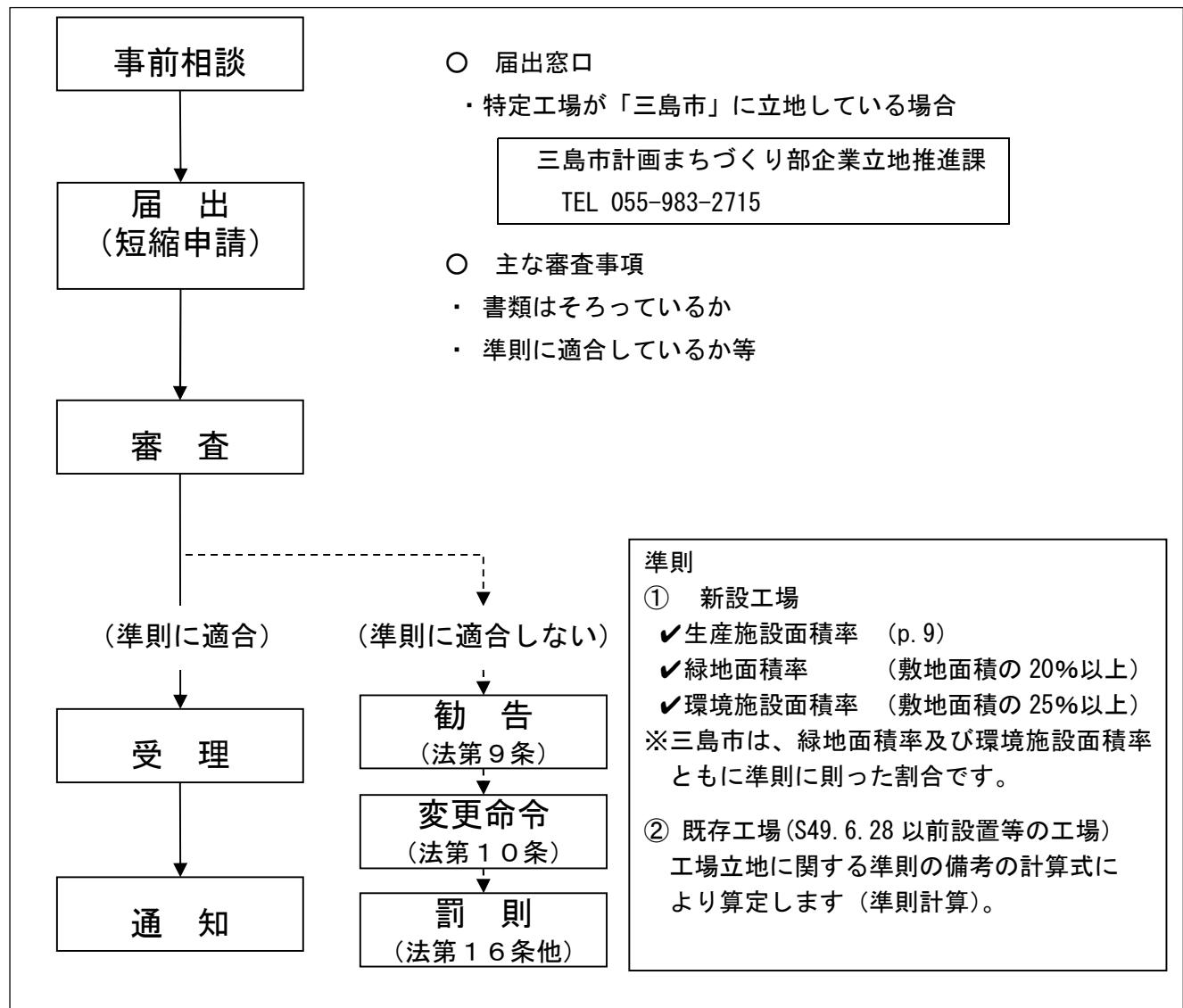
に係る
工場・事業場

● 届出

- ・ 特定工場を新設または変更する場合、事前に届出が必要です。
- ・ 届出は、着工日の90日前までですが、届け出内容が適正であれば、短縮申請により30日前までに短縮できます。

※届け出から審査完了まで、一定の時間を要しますので、新設や変更の概要が決定した段階で、企業立地推進課に「事前相談」をお願いします。

● 届出のフロー図



1. 工場立地法の趣旨

工場立地法は、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるよう、工場立地に関する準則等を公表するなどし、もって、国民経済の健全な発展と国民の福祉の向上に寄与することを目的としています（法第1条）。

この法律に基づき、事業者には、製造業等に係る一定規模以上の工場または事業場（以下、『特定工場』という。）の設置等を行う場合の届出等が義務付けられています。

2. 届出の対象 ~特定工場とは~

（参照条文：法第6条、令第1条、令第2条）

次の(1)及び(2)に該当する工場または事業場を「**特定工場**」といい、届出の対象です。

(1) 敷地面積(イ)または建築物の建築面積の合計(ロ)が、次の規模以上であること

イ 敷地面積	9,000m ² 以上
ロ 敷地内の建築物の建築面積の合計	3,000m ² 以上 ・工場のほか、事務所や倉庫等の全建築物を含みます。 ・建築面積=水平投影面積。延床面積ではありません。

(2) 次のいずれかの業種に該当すること

イ 製造業（物品の加工修理業を含む。）※1
ロ 電気供給業（水力発電所、地熱発電所、太陽光発電施設を除く。）※2
ハ ガス供給業
ニ 熱供給業

※1 農業生産物の出荷場は、原則は工場立地法の対象外ですが、農産物を加工して出荷する場合は工場立地法の届出対象となる場合があります。

※2 平成24年6月の工場立地法施行令の一部改正により、太陽光発電施設（メガソーラー）を工場立地法の届出対象から除外されました。

なお、電気供給業ではない特定工場において、太陽光発電施設を設置する場合は、環境施設として届出の対象となります。

3. 届出の要否 ~どんな時、届出が必要か?~

(参照条文：法第6条、法第8条、法第13条、令第1条、令第2条)

届出が必要な場合	届出	参照条文
新しく特定工場を建てる場合 (敷地面積や建築面積の増加、既存施設の用途変更により、特定工場となる場合を含む)	(1) 新設届	法第6条1項
既存工場 （昭和49年6月28日に設置されているか新設工事中の特定工場）が、昭和49年6月29日以後、最初の変更を届け出る場合	(2) 変更届 ※ただし、変更のない事項も含めて届出をする	昭和48年法律第108号(一部改正法) 附則第3条1項
施行令改正により特定工場の範囲の変更があった場合に新たに特定工場となったものが、範囲変更後、最初に行う変更をする場合		法第7条1項
特定工場の届出をした企業が、届出内容の変更をする場合	(2) 変更届	法第8条1項
届出をした者の氏名、名称又は住所を変更した場合	(3) 氏名等変更届	法第12条1項
特定工場の譲受、相続、特定工場を設置した法人の合併などにより、特定工場を承継した場合	(4) 承継届	法第13条3項
特定工場を廃止する場合	(5) 廃止届	

(1) 新設届

特定工場を新設（敷地面積若しくは建築面積を増加し、又は既存の施設の用途を変更することにより特定工場となる場合を含む。）しようとするときに提出します。

【工事開始時の考え方】

- イ 埋立、造成工事を伴うもの ⇒ 埋立、造成工事の開始時
- ロ 埋立、造成工事を伴わないので生産施設等の設置工事から開始するもの
⇒ 生産施設等の設置工事の開始時

(2) 変更届

イ 届出を要する者

- ① 既存工場（昭和49年6月28日に特定工場を設置している者、又は設置の工事をしていた者）で特定工場の規模を有する者が、昭和49年6月29日以後最初に変更（軽微なものを除く。）を行う場合
- ② 新設の届出又は上記に係る変更の届出をした者がその後変更（軽微なものを除く。）を行う場合
- ロ 届出を要する変更事項

- | | | | |
|------------------|--------|--------|-----------|
| ① 製品 | ② 敷地面積 | ③ 建築面積 | ④ 生産施設の面積 |
| ⑤ 緑地、環境施設の面積及び配置 | | | |

① 製品

- ・日本標準産業分類における3ケタ分類に属する業種が、他の3ケタ分類に属する業種となるような変更（ある業種の廃止又は追加の場合を含む。）が行われる場合
- ・当該工場に適用される、準則で定める生産施設面積率が変更となる業種の変更が行われる場合
- ・当該工場に適用される既存生産施設用敷地計算係数が変更となる業種の変更が行われる場合

② 敷地面積

- ・敷地面積の変更とは、工場敷地の買い増し、一部の売却、子会社、下請会社等への貸与、公有水面の埋め立て等工場の敷地面積が増加又は減少することをいい、工場敷地の買い増しや一部の売却等を行う場合は、当該不動産の移転登記の90日前までに敷地面積の変更の届出が必要となります。

③ 建築面積

- ・建築面積を変更する場合に、同時に生産施設の面積の変更、緑地等の環境施設の面積及び配置の変更を行う場合は、建築面積の変更の届出が必要となります。

④ 生産施設の面積

- ・工場建屋、屋外プラント類等の生産施設の増設、スクラップアンドビルト等は、生産施設の面積の変更に該当し、生産施設面積の変更の届出が必要となります。

※スクラップアンドビルトとは、既存生産施設の一部又は全部を土台から撤去し、当該部分を新たに設置し直すことをいいます。例えば、工場建屋の一部又は全部を土台から取り壊して当該部分を新たに設置し直すこと、又は屋外プラントの本体を取り壊して新たなプラント本体を設置することは、スクラップアンドビルトに該当します。

⑤ 緑地、環境施設の面積及び配置

- ・緑地、環境施設の面積が減少する場合、緑地の面積の変更又は環境施設の面積の変更の届出が必要となります。（増加のみの場合は軽微な変更として届出を要しません。やむを得ない事由による10m²以下の緑地の削減は除きます。）

なお、減少する面積と増加する面積が同じ面積であっても、配置が変更となる場合（移設を除く）には、緑地又は環境施設の配置の変更の届出が必要となります。

(ア) 緑地面積の増加

さく、置石、へい等で区画された土地の場合は、その区画の面積の増加を行うこと。区画のない緑地の場合は、緑地として面積を測定した部分を、新たなる緑化工事によって拡大すること。

(イ) 緑地面積の減少

さく、置石、へい等で区画された土地の場合は、その区画の面積の減少を行うこと。区画のない緑地の場合は、当該部分を除去するか一部を緑地以外の

他の用途に使用する等、緑地といえる状態でなくなること。

◎変更届を必要としない軽微な変更（規則第9条）

次のような軽微な変更は、変更届を提出する必要はありません。ただし、次回届出を行うときに、変更した内容を届け出てください。

- ① 生産施設、緑地、環境施設の面積や配置の変更をしないで、建築面積のみ変更をするとき（例：空地や駐車場等に、事務所等を設置するとき）
- ② 生産施設の修繕を行う場合で、生産施設面積の変更がないとき。又は生産施設面積の変更がある場合でも、修繕に伴い増加する部分の面積が30m²未満のとき
- ③ 生産施設の撤去のみを行うとき
- ④ 緑地又は緑地以外の環境施設の増加のみの場合
- ⑤ 緑地又は緑地以外の環境施設の移設（面積の減少をしないこと）
- ⑥ 保安上その他やむを得ない事由による10m²以下の緑地の削減（速やかに行う必要がある場合に限る）

(3) 氏名等変更届

次のいずれかの場合、氏名等変更届を提出します。

- イ 届出者が法人である（＝特定工場の設置者が法人である）場合
 - ・法人名を変更したとき（ただし、法人の代表者の変更は、届出不要）
 - ・法人の住所を変更したとき
- ロ 届出者が自然人（個人）である（＝特定工場の設置者が法人ではない）場合
 - ・届出者の氏名を変更したとき
 - ・届出者の住所を変更したとき

(4) 承継届

次の者は、承継届を提出します。

- イ 特定工場を譲り受けた者、借り受けた者
- ロ 届出をした者が個人の場合は、その相続人
- ハ 届出をした法人に合併があったときは、合併後存続する法人又は合併により設立した法人

(5) 廃止届

特定工場の廃止をしたものは、廃止後遅滞無く、廃止届出書の提出が必要です。

4. 規制の内容

主に次の3点について規制しています。

- (4.1) 生産施設面積率（敷地面積に対する生産施設の割合（準則第1条））
- (4.2) 環境施設面積率（敷地面積に対する緑地等の面積の割合（準則第2条、第3条））
- (4.3) 環境施設の配置（準則第4条）

具体的な内容は次のとおりです。

(4.1) 生産施設面積率

業種別に、環境負荷の程度及び敷地利用の実態等を勘案して、工場敷地面積に対する生産施設面積の割合の上限が、30～65%の7段階の区分で定められています（p.8「業種別生産施設面積率」を御参照ください。）。

イ 生産施設

工場（機械・設備が設置してある建物）や、プラント類を指します。工場棟とは別棟の独立した建築物である事務所棟、倉庫、研究所棟等は、生産施設に含まれません。

【生産施設に含まれる場合と含まれない場合】

	生産施設に含まれる場合	生産施設に含まれない場合
出荷関連施設 輸送関連施設	生産工程の一環として、製品の包装・梱包をするもの	倉庫内で、出荷のための梱包をするもの
検査所	生産工程の中で、製品抽出検査をするもの	技術開発部門、研究部門の業務の中で行われるもの
発電施設 変電施設	自家発電施設（太陽光・風力発電施設を除く）、ボイラー、コンプレッサー、酸素製造装置、熱交換器	太陽光・風力発電による自家発電施設、変電所、受電設備、工業用水取水・貯水施設、冷水塔、排水施設

ロ 面積

「生産施設面積」は、生産施設の水平投影面積（建築面積）をいい、その測り方は建築基準法施行令第2条第1項第2号の規定によります。

なお、同一建築物の中であっても、壁で明確に仕切られている部分の倉庫や研究部門施設については、生産施設面積から除外することができます。

壁が中空までしかない場合や、移動式カーテンウォールや衝立で仕切られているだけの場合、一連の生産施設とみなします。

ハ 業種別生産施設面積率（平成27年5月25日改正）

生産施設 面積率		業種の区分
30%	第一種	<ul style="list-style-type: none"> ・化学工業のうちアンモニア製造業及び尿素製造業 ・石油精製業 ・コークス製造業 ・ボイラ・原動機製造業
40%	第二種	<ul style="list-style-type: none"> ・伸鉄業
45%	第三種	<ul style="list-style-type: none"> ・窯業・土石製品製造業 (板ガラス製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほうろう鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く。)
50%	第四種	<ul style="list-style-type: none"> ・鋼管製造業 ・電気供給業
55%	第五種	<ul style="list-style-type: none"> ・でんぶん製造業 ・冷間ロール成型形鋼製造業
60%	第六種	<ul style="list-style-type: none"> ・石油製品・石炭製品製造業 (石油精製業、潤滑油・グリース製造業(石油精製業によらないもの)及びコークス製造業を除く。) ・高炉による製鉄業
65%	第七種	<ul style="list-style-type: none"> ・その他の製造業 ・ガス供給業 ・熱供給業

(4.2) 緑地面積率・環境施設面積率

特定工場は、全ての業種に共通して、工場敷地面積に対して一定の割合の緑地等を設けなければなりません。

- ・緑地面積率 = 緑地面積／敷地面積×100[%]
- ・環境施設面積率 = (緑地面積+緑地以外の環境施設面積)／敷地面積×100[%]

三島市内の特定工場は、緑地面積率20%以上、環境施設面積率25%以上となるように、緑地や環境施設を設けてください。

法施行（昭和49年）以前に設置されていた工場、いわゆる「既存工場」については、緩和措置として、別の計算式により、緑地面積率・環境施設面積率の下限を定めます。

イ 緑地

法における緑地は、次のように定義されています（規則第3条）。

緑地は、次の各号に掲げる土地又は施設（建築物その他の施設（以下「建築物等施設」という。）に設けられるものであって、当該建築物等施設の屋上その他の屋外に設けられるものに限る。以下「建築物屋上等緑化施設」という。）とする。

- 一 樹木が生育する区画された土地又は建築物屋上等緑化施設であって、工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するもの
- 二 低木又は芝その他の地被植物（除草等の手入れがなされているものに限る。）で表面が被われている土地又は建築物屋上等緑化施設

ロ 緑地以外の環境施設

次のいずれかに該当する施設に供する工場敷地内の用地で、工場または事業所周辺地域の生活環境の保持に寄与するよう整備、管理がなされているものをいいます（規則第4条）。

「緑地以外の環境施設」の判断基準

- ① オープンスペースであり、かつ、美観等の面で公園的に整備されている。
- ② 一般の利用に供するよう管理されること等により、周辺の地域住民等の健康の維持増進または教養文化の向上が図られる。
- ③ 災害時の避難場所等となることにより防災対策等が推進される。
- ④ 雨水等の流出水を浸透させる等により地下水の涵養が図られる。
- ⑤ 太陽光発電施設（生産施設に該当するものを除く。）については、実際に発電の用に供される。

具体例

修景施設	噴水、水流、池、滝、つき山、飛び石、灯籠、東屋等
屋外運動場	野球場、サッカー場、テニスコート、屋外プール等 (これらに付属する観覧席等を含む。)
広場	簡単な運動や集会が可能で、明確に区分されたオープンスペースで公園的に整備されているところ
屋内運動施設	体育館、屋内プール等 (これらに付属する観覧席等を含む)
教養文化施設	企業博物館 (製造業に関し、歴史的・文化的価値ある資料を収集・保存・展示している施設)、美術館等
雨水浸透施設	浸透管、浸透ます、浸透側溝、透水性舗装地等 (雨樋のように雨水を通すだけのものを除く)
太陽光発電施設	生産施設ではないこと

【判断に迷うケースの例】

	環境施設に含まれる場合	環境施設に含まれない場合
体育館	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民に開放されている ・災害時の避難所に指定されている ・5倍程度以上の緑地やグランドに附置されている 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・専ら従業員の用に供する
池	<ul style="list-style-type: none"> ・公園的に整備されている貯水池や調整池 	<ul style="list-style-type: none"> ・美観を呈さない調整池、単なる排水溝等
広場	<ul style="list-style-type: none"> ・休息、簡単な運動ができるように公園的に整備され、明確に区画されたオープンスペース 	<ul style="list-style-type: none"> ・単なる空き地 ・玄関前の車まわり等
雨水浸透施設	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水を地下に浸透させ、雨水流出の抑制により、地下水の涵養や浸水害の防止等に資するもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・雨樋等の雨水を通すためだけのもの

ハ 面積の測定方法

① 緑地

柵、置石、塀などで区画されている緑地は、その区画の面積を測定します。

区画されていないものについては、概ね次のとおりとします。

- i) 一列の並木状の樹木は、当該樹木の両端の樹木に沿って測った距離に1メートルを乗じた面積を緑地面積として測定する。
- ii) 単独の樹木については、当該樹冠の水平投影面積を緑地面積として測定する。
- iii) 低木又は芝その他の地被植物で表面が被われている場合は、当該表面が被われている部分の面積を緑地面積として測定する。

なお、建築物の屋上や壁面を緑化した場合、緑地と緑地以外の施設が重複した場合、一定の割合で緑地として算入できます。

算入上限	緑地面積率の1/4まで。 → 緑地面積率20%の場合、敷地面積の5%まで算入可能
補足	・傾斜面については、水平投影面積とする。 ・垂直壁面については、壁面の長さに1mを乗じた面積とする。

② 緑地以外の環境施設

屋外運動場、広場	柵、置石、塀などで当該施設として区画されている土地の面積
屋内運動施設、教養文化施設、太陽光発電施設	水平投影面積
雨水浸透施設	地表に出ている部分の水平投影面積 (埋設部分は面積に算入しない)

(4.3) 環境施設の配置

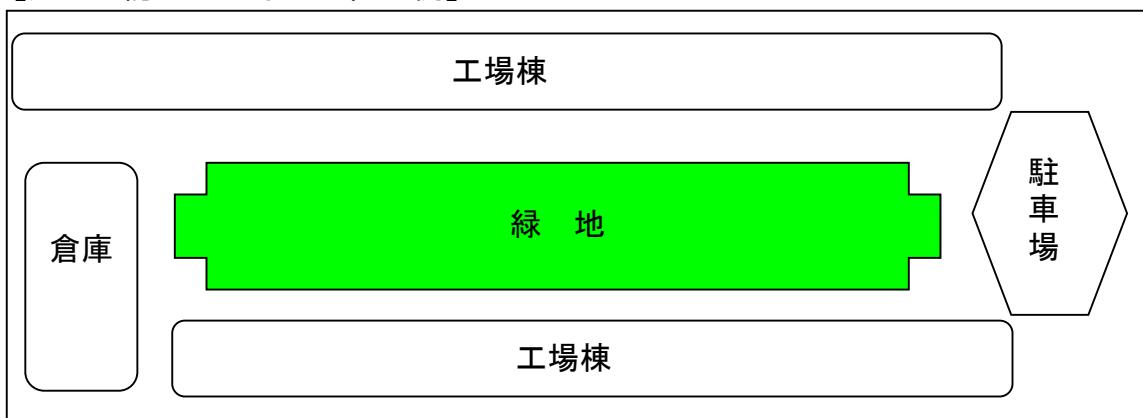
緑地や、緑地以外の環境施設は、できるだけ、工場の周辺部に配置することが必要です。

敷地面積の15%に当たる面積の環境施設は、敷地の周辺部に配置するように心がけてください。

【適正と認められる配置の例】



【適正と認められない配置の例】



5. 届出の方法

(1) 届出先

・三島市役所 企業立地推進課
TEL:055-983-2715 FAX:055-973-7241
所在地：静岡県三島市北田町4-47

(2) 届出の時期

イ 氏名等変更届、承継届

氏名や名称、住所（法人所在地）の変更、会社合併、相続等があった場合は、遅滞なく、届け出てください。

届出をせず、又は虚偽の届出をした場合は、過料に処せられることがあります。

ロ 新設届、変更届

当該届出に係る工事に着工する前に届け出てください。

届出をせず、又は虚偽の届出をした場合は、懲役や罰金に処せられることがあります。

これらの届出が受理された日から90日を経過した後でなければ、着工することはできません（法第11条第1項）。

この「90日」は、届出の審査や変更命令等を行うための期間を考慮して定められた期間ですが、審査の結果、届出内容が相当である場合についても、受理された日から90日経過後まで着工を制限するのは合理性に欠けます。

このため、この期間を短縮する申請（実施制限期間短縮の申請）を、届出とあわせて行うことができます（法第11条第2項）。

最短30日前まで短縮することができます。今では、多くの企業が、短縮申請をしています。

実施制限期間短縮の申請にあたっての注意事項

新設届または変更届にあわせて実施制限期間短縮の申請を行う場合、届出内容が不適正であれば、予定日に着工できなくなる恐れがあります。

このため、新設や変更の概要が決定した段階で、企業立地推進課に相談することをお勧めします。

事前の相談で問題がなく、正式な届出にも不備がなければ、届出が受理されてから90日経過するのを待つことなく着工可能となります。

(3) 届出に必要な書類

届出に必要な書類は次のとおりです。記載方法等は、別添を御参照ください。
また、追加で資料の提出を求められることがありますので御協力をお願いします。

【特定工場の新設または変更の場合】

①特定工場新設（変更）届出及び実施制限の短縮申請書 (特定工場の新設（変更）の趣旨説明書を含む)	様式B
②特定工場における生産施設の面積	別紙1
③特定工場における緑地面積及び環境施設面積及び配置	別紙2
④工場団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び配置 (三ツ谷工業団地内のみ使用。)	別紙3
⑤事業概要書	様式例第1
⑥生産施設、緑地、環境施設その他主要施設の配置図	様式例第2
⑦特定工場用地利用状況説明書	様式例第3
⑧特定工場の新設等のための工事の日程	様式例第4

※図面がページに入らない場合は、別添も可。

※既存工場（法施行（昭和49年）以前に設置されていた工場）で緩和措置を必要とする場合は準則計算表及び準則計算推移表も提出してください。

【会社名変更、住所変更の場合】

①氏名（名称、住所）変更届出書	様式第3
-----------------	------

【承継の場合】

①特定工場承継届出書	様式第4
------------	------

6. 立地法Q & A～よくある質問～

Q. 三島市内の特定工場における緑地面積率、環境施設面積率は何%以上を要しますか。

A. 準則どおり、緑地面積率は20%以上、環境施設面積率は25%以上を要します。法施行（昭和49年）以前に設置されている工場は、計算方法が異なりますので、お問い合わせ下さい。

Q. 工場の敷地が8,000m²、建築面積が3,500m²、倉庫を除く工場部分の面積が2,300m²です。工場立地法の届出は必要ですか。

A. 届出が必要です。

「敷地が9,000m²以上」と「建築面積が3,000m²以上」のどちらかを満たす場合、工場立地法の届出対象となります。「建築面積」は敷地内にある建物全ての建築面積の和です。生産施設面積部分が3,000m²未満であっても、建築面積が3,000m²以上あれば、工場立地法の届出対象となります。

Q. 工場を立てる土地は借地ですが、工場立地法の届出は必要ですか。

また、必要ならば、届出は土地の所有者が行うのでしょうか。

A. 土地が借地であっても、自社所有地であっても届出は必要です。届出は、事業を行う者（工場を実質的に運営管理する者）、つまり工場の所有者が行うことになっています。

Q. 「生産施設面積」は、延床面積ですか、水平投影面積ですか。

A. 水平投影面積です。建築基準法施行令第2条第1項第2号の測定方法により、測定した面積を使用してください。屋外プラントの面積は、水平投影図の外周によって囲まれる面積です。

Q. 駐車場の整備に緑化ブロックを使った場合、駐車場部分も緑地とみなされますか。

A. 平成16年3月の法改正により、藤棚の下の駐車場、緑化ブロックの駐車場等では、重複緑地として、緑地面積率の1/4までを緑地とすることになりました。
ただし、一団のまとまった緑地で手入れが行き届いたものであることは、通常の緑地と同様の基準です。

Q. 自然林を残した形で造成した場合、緑地に含まれますか。

また、斜面地の緑地面積は、どのようにカウントするのでしょうか。

A. 自然林であっても、定期的に手入れを行い、美観を保持していれば、緑地としてその面積を算入することはさしつかえありません。
斜面地の場合は、その水平投影面積が緑地面積となります。

Q. 以前は、油圧プレスや、液化石油ガス洗浄装置について配置図を記載し、住宅等から100メートル以上離すような規定がありました。今は不要なのですか。

A. 平成10年1月の工場立地法改正により、それまであった「特別配置施設」に関する記載は不要になりました。配置図にも記載不要です。

Q. 同一敷地内で、農業用機械製造(生産施設面積率 45%)と、建設用機械製造(生産施設面積率 55%)を行います。この場合、生産施設面積率はどうなりますか。

A. 農業機械製造にかかる敷地面積と、建設用機械製造に係る敷地面積が明確に区分されている場合は、それぞれの敷地面積にそれぞれの生産施設面積率を乗じたものの和が、工場の生産施設面積率になります。

敷地面積は区分できないが、それぞれの業種にかかる生産施設面積がわかる場合は、敷地面積を生産施設面積の比率で按分して算出してください。

同一工場内の同一設備を使い、生産施設面積率が異なる製品を製造する場合は、低い方の生産施設面積率を適用します。

Q. 同従業員の駐車場が手狭になったので、道を挟んだ向かい側の土地を借りて駐車場にしたいと思います。この場合、敷地面積の増加にあたりますか。

A. 道路幅や、借りる駐車場の位置にもよりますが、原則は敷地面積の増加になります。これは、道を挟んだ場所に工場の管理運営上密接な関連を有する施設がある場合は、全体を工場敷地と見るのが妥当だと考えられるからです。

しかし、非常に幅の広い道路があり、工場敷地面積と比較して、社会通念上、一連の土地と考えにくいものについては、敷地面積に含まないとする場合もあります。

なお、敷地面積の増減は、生産施設の増加や環境施設の減少を伴わない場合でも届出が必要になります。

Q. 敷地内に倉庫を増設するのに伴い、緑地及び環境施設のレイアウトを変更します。緑地及び環境施設部分は増加しますが、届出は必要ですか。

A. 倉庫を増設する時に、緑地及び環境施設の一部分をスクラップしても、当該施設を移設することにより面積の減少を伴わない場合は、軽微な変更として届出が不要です。

ただし、周辺の地域の生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがないものに限ります。

Q. 工場立地法がなかった昭和 40 年に工場を建てました。現在、緑地は敷地面積の 13% 程度しかありません。

生産施設を増設したいのですが、現在の敷地内では、工場立地法に規定の緑地面積率や環境施設面積率を確保することが物理的に困難です。増設はあきらめなければならないでしょうか。

A. 昭和 49 年 6 月 28 日以前からある工場については、緑地面積率や環境施設面積率を満たさない場合でも、「準則計算」によって算出される緑地（環境）面積を整備すれば、生産施設を増設することができます。

「準則計算」は、法施行以前にあった工場部分の生産施設面積、緑地面積、環境施設面積などにより行います。